

令和5年第3回  
北栄町農業委員会総会議事録

## 令和5年第3回北栄町農業委員会総会

|               |                 |                            |     |        |
|---------------|-----------------|----------------------------|-----|--------|
| 開催年月日         | 令和5年3月10日（金）    |                            |     |        |
| 開催の場所         | 北栄町大栄農村環境改善センター |                            |     |        |
| 開 会           | 午後1時30分         |                            |     |        |
| 出席委員<br>(24名) | 1番              | 石井 通人                      | 14番 | 松村 雅弘  |
|               |                 |                            | 15番 | 長谷川 康弘 |
|               | 3番              | 向井 慎一郎                     | 16番 | 安田 千秋  |
|               | 4番              | 山根 宜弘                      | 17番 | 池本 博史  |
|               |                 |                            | 18番 | 津川 孝篤  |
|               | 6番              | 竹原 正純                      | 19番 | 村岡 孝二  |
|               | 7番              | 田熊 公男                      | 20番 | 盛山 由紀子 |
|               | 8番              | 田村 美智恵                     | 21番 | 一二三 満雄 |
|               | 9番              | 森本 壮一                      | 22番 | 道祖尾 貞浩 |
|               | 10番             | 町 照美                       | 23番 | 井川 敏昭  |
|               | 11番             | 秋山 英正                      | 24番 | 山下 正美  |
|               | 12番             | 永田 恭彦                      | 25番 | 杉川 一二美 |
|               | 13番             | 陶山 康博                      | 26番 | 河本 松秀  |
| 欠席委員等         | 前田 浩明、河原 廣美     |                            |     |        |
| 事務局           | 局長              | 中原 広美                      |     |        |
|               | 書記              | 主任 時枝亮平<br>農地中間管理推進員 中西 宣之 |     |        |
| 閉 会           | 午後2時40分         |                            |     |        |

## 日 程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議長開会宣言 定足数の確認
- 4 議事録署人の指名  
(19番 盛山委員) (20番 一二三委員)
- 5 議事
  - (1) 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)
  - (2) 農地法第5条の規定による許可申請について (1件)
  - (3) 農地利用集積計画の決定について
    - ・ 利用権設定
    - ・ 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画
    - ・ 北栄町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4章1の(5)の規定による所有権の移転申出書 (2件)
- 6 協議事項
  - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について (3件)
  - (2) 賃貸借農地の解約について (12件)
- 7 報告事項
  - (1) 委員会報告
    - 農地委員会
    - 農政委員会
    - 広報委員会
  - (2) 農家相談報告
  - (3) 審議会等報告
- 8 連絡事項

|       |   |
|-------|---|
| 農家相談  | 令和5年3月22日(水)午後1時30分から<br>大栄庁舎 2階 会議室<br>担当委員 石井委員、森本委員、津川委員 |
| 総 会   | 令和5年4月10日(月)午後1時30分から<br>大栄農村環境改善センター 大会議室                  |
| 現地確認  | 令和5年4月 7日(金)午後1時30分から<br>担当委員 井川委員、河原委員、松村委員                |
| 議案締切日 | 令和5年3月27日(月)  |
- 9 その他 空き農地情報バンク登録申込書 (5件)
- 10 閉会

○事務局

ただいまから、第3回の総会を開催します。

農業委員会規則第5条において、会長が議長となるとなっていますので、会長に進めていただきます。よろしくお願いします。

○永田議長

規則によりまして議長に就任をさせていただきます。

最初に、定足数の確認です。2番、前田委員、5番、河原委員から欠席届が出ております。17番の池本委員については、遅刻されるということで伺っております。そのほかの方は出席ですので、総会成立を宣言します。

では、日程に従いまして、議事録署名人の指名でございませぬけども、19番、盛山委員、20番、一二三委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、議事に入りたいと思います。

議事第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、3件申請が上がっています。順次審議を行いたいと思います。お願いします。

そうしますと、まずは第1、整理番号1番の案件となります。こちらにつきまして、事務局より説明のほうはございませぬか。

○事務局

まず1点、ちょっと修正をお願いしたいと思います。2ページの3条案件の表なんですけども、3件目の〇〇さんから〇〇さんの地目が〇〇の農地について、1、854平米の農地の番地が〇〇というふうになっているんですけど、〇〇のほうが正しいですので、修正のほうをお願いいたします。

1件目と2件目なんですけども、これにつきましては5台の営農型太陽光発電施設の更新に伴うものでして、3年に1回は貸し借りの契約のほうを締結しております。また、通常でありましたら総会後に3条の許可書を交付してございますけども、今回は同時進行で5条の一時転用の提出をしておりますので、それを県などに進達した後に、県から5条の許可証を当日付で3条の許可証も交付する予定になっております。以上です。

○永田議長

説明のほうは終わりました。

整理番号1、2、3件ではありますけども、1件ずつ検討させていただきます。こちらにつきまして、質問、発議等のある方、ございませぬでしょうか。皆さんからはございませぬね。

では、質問、発言のほうはないようですが、整理番号1番、申請のとおり許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、申請のとおり許可ということでお願いいたします。

続きまして、整理番号2番、12ページからの分です。説明のほうは特によろしいですね。

○事務局

そうですね、はい。

○永田議長

では、先ほどと同じ賃借権の設定ということで、皆さんからの発議をお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

ないようですので、そうしますと、整理番号2番の案件、申請のとおり許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、申請のとおり許可ということでお願いいたします。

そうしますと、整理番号3番、19ページからの案件になります。こちらにつきまして、事務局より説明のほうございますか。

○事務局

3件目についてですけども、こちらのほうが〇〇の近くで、国道9号線沿いにある農地なんですけども、こちらのほうを〇〇さんが購入されるというものです。購入後につきましては、くわや野菜を作られるということです。以上です。

○永田議長

説明のほうをいただきました。

そうしますと、皆さんからの御意見、質疑のほうをお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

○向井委員

3番、向井です。田んぼを6反作られているということで申請を上げていらっしゃるんですけども、これは自作地という形で6反の田んぼという形になっているんですけども、この場合については、極端な言い方をすると、水稻の米は自分の名義にさせて、農作業とかそういうのをほかに依頼しても自作という形になるんですか。

○事務局

水稻の経営自体は作業委託をしたとしても、自作の経営になります。今回の経営者の方については、自作の水田については、生産組織に作業をさせています。生産組織は2種類あって、法人の経営体ですね、こちらが、の経営になりますので、所有者の方は経営主にはありませんが、任意組織の農地については、作業を委託しているという形になるので、その場合の経営者になるという考え方がありますので、実際にここの経営地としてはこういう形で上がっています。

○向井委員

要するに生産組合だったらいいということですか。

○事務局

生産組合でなかったとしても、作業委託というものについては認められます。

○向井委員

なるほど。

分かりました。了解しました。

○永田議長

そうしますと、ほか御意見のある方、ございますか。

○杉川委員

ちょっと聞いてみてもよろしいでしょうか。25番、杉川です。19ページの一番上、いつも判こが会長の押してあるんですけど、これは事務局の判こだけなんですけれども、これはどういうあれでしょう。

○事務局

書類が出てくる日と議案をつくる日の関係で、見ているんですけども、先に書類を作ってしまう作業を、急ぐために主査だけが押してある場合があります。早めに出てきたものについては回覧が回ったものをつけるようにはしているんですけども、議案の締切日が近いところになってくる場合があります。

御容赦ください。

○杉川委員

それと、譲渡人とか譲受人のところにも判こがないんですが、これはどのように。

○事務局

これは行政書士の方が代理で来られて、その方、本人さんと同様、委任状をもらって作っておられるので。

○事務局

もう一つ、もう1点あります。昨今の印鑑の廃止ということで、国の書類については、農地法の書類についても、基本的には押印は不要にはなっています。ただし、できるだけ、全体ではない、うちは押しませんと言われて出されてきたものについては受け取りをする必要があります。ただし、現在のところは押していただいて出しているというのが現状になっています。先ほど申しましたとおりに、行政書士の方が出される場合については、行政書士の方が委任状を代わりにもらわれて、それを添付される上でされて、代わりに判こを押されるということで、両者の方の判がなくてもいいというのは従来からありますので、今回は行政書士の方の判で申請をされていらっしゃるという形になっています。以上です。

○杉川委員

分かりました。

○永田議長

そうしますと、ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしますと、特にないようですので、整理番号3番、19ページからの案件、申請のとおり許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、申請のとおり許可ということでお願いします。

そうしますと、議事第2号に移りたいと思います。農地法第5条の規定による許可申請について、1件申請が上がっております。こちらにつきまして、審議をしたいと思えます。26ページ、27ページでございますね。

事務局より説明はありますか。

○事務局

今回の5条申請についてですけれども、転用目的が営農型の太陽光発電施設ということで、3年に一度の更新が必要になっております。排水、日照などについては、これまでどおり周辺農地に影響がないようにしております。当該農地につきましては、農用地区域内の農地ですけれども、一時転用での設置でありまして、申請はやむを得ないと考えられます。

あと、それと先月の定例の報告書の中で、キリンソウに関する民事訴訟は継続ですということで記載があったんですけれども、これについて〇〇さんに確認したところ、違反の刑事事件については昨年3月に無罪判決が出たということですが、恐らくは無罪だけでも、今度は損害賠償の問題で民事事件の係争ということでした。

それと、人件費の数字の部分で、時間単価にすると金額が低いんじゃないかなという御意見があったんですけれども、これについても確認したところ、1人で定額を支払っておられるので、手をかけたのは割安になるけれども、お互い納得の上でやっているということでした。以上です。

○事務局

1点、私から報告をお願いします。35ページをお願いします。35ページの太陽光発電設備の設置に係る同意書ということで、下のほうです。設置自治会の前の隣接居住者の方で、こちらお名前が誤っています。〇〇さんというふうな形で書いているんですが、実は〇〇さんの農地です。杉川委員から御指摘をいただきまして、申請者のほうに確認しましたところ、当初に書いていただいた同意書を見て打ったところ、誤ったしてしまったということで、〇〇さんにもらっていらっしゃるということだったんですが、ちょっとこれは駄目ですということで、急遽おわびに行っていていただいて、改めて〇〇さんの分だけつけていただくように話をしております。御了承ください。以上です。

○永田議長

そうしますと、説明のほう終わりました。

皆さんからの発議のほうをお受けしたいと思います。

○事務局

現地確認。

○永田議長

そうだ、現地確認報告がありますね。すみません、失礼いたしました。

では、そうしますと、現地確認報告のほうをお願いします。

○山根委員

3月9日、エナテクスファームに行ったのは、事務局、委員のほうから道祖尾委員、陶山委員、山根、計4名で確認に行きました。日当たりのいいところは生育がすごくよかったです、ソーラーパネルの下のほうは、できていないようなところ見受けられました。また来月とかにでも引き続き観察してまいりたいなと思いました。みんなで話し合った結果、転用もやむを得ないということでした。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、改めまして、皆さんからの発議をお受けしたいと思います。発言のある方はございませんか。

○秋山委員

1番、秋山ですけれども、36ページ下、撤去は11年ですよ、この申請ですが、令和16年ということですか。

○事務局

令和16年頃ですね。

○秋山委員

撤去の見積りというのは。

○事務局

見積りは皆さんのほうには添付はしていないんですけども。

○秋山委員

出とるとのことですね。

○事務局

はい、出ています。ちなみに1,500万ぐらいかかると。申請書の表紙の裏面にあってと思うんですけども、借入金1,500万というのが、これが見積金額ということですよ。

○秋山委員

それで、もう一つ。11番、秋山です。引き続きですが、34ページが誓約書とあるんですけど、例えばこのところで申し訳ないんですけども、一番上の1の4行目の最後ですね、「理解した上で設置します」とあるんですけども、既にこれあるんですよ。形式的なこととかいうか、例えば誓約書も、次の同意書と同じように「(継続)」で、設置してありますとかいうか、引き続き留意しますとかなんか、そういう文面でもいいのかなと思って。何かこれから造りますよというふうに取れるので、既にあるんだったら継続ということをどっかに打ってもいいのかなとは思いましたが、こういう形式で多分出ていると思いますので。ちょっとあれっと思っただけです。

○事務局

北栄町の農業委員会が出している用紙でそのまま使っているんで、そういうふうになっているんだと思います。そのことについては、次回からきちっとそういうことも含めて指導していきたいと思います。以上です。

○永田議長

そうしますと、ほかございませんか。

先月、先々月ですね、そのときにもありましたけど、前にシイタケの原木でもあって、今は置いてないようだという話、結局ちゃんと管理してないというのがあったですかね。

○事務局

ここに置いていらっしやらないですね。

○永田議長

たしかほかにやったものでしとられるんですよ。シイタケもなくなるというのもあって。

○事務局

そうですね。そちらについては営農型太陽光施設ではなくて、〇〇のところでやっておられる通常の太陽光施設の下に置いて実施されているというふうに聞いています。

○永田議長

そうしますと、皆さんからはよろしいでしょうか。

では、ないようですので、議事第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、申請のとおり許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、申請のとおり許可といたします。

そうしますと、続きまして、議事第3号に移りたいと思います。農地利用集積計画の決定について、農地が138件上がっております。こちらにつきまして、委員関連案件がございまして、78番が山下委員関連案件、82番が松村委員関連案件、それから116、117、118、119は私、永田の関連案件となっております。こちらの委員関連案件を除いたものについて審議をしたいと思います。

そうしますと、この計画につきまして、皆さんからの発言を受けたいと思います。

○秋山委員

どれって幾つかあるんですけども、例えば一番最初の1番でもいいですが、初め始期が令和5年で、終期が平成になっている。これ、複数のページにわたってたくさんありますので、これは修正をお願いしたいと思います。例えば、1ページ目、2ページ目、全部平成。3ページの真ん中からずっと。上げたら切りがないぐらいありますので、訂正のほどお願いいたします。

○事務局

申し訳ありません。大変失礼いたしました。平成ではありません、令和です。申し訳ありません。

○秋山委員

だから終期のところは、平成は令和に置き換えるということで。

○事務局

そうです、お願いします。令和に元号は直しておきますので。大変失礼しました。

○永田議長

そうしますと、終期が平成と記載してある部分は令和に置き換えて、訂正をお願いします。

そうしますと、ほか皆さんからの御意見はございますでしょうか。よろしいですか。それで、〇〇さんのほうが新規の案件がだあっと上がっておりまして、こちらは面積を拡大するという。

○事務局

〇〇さん。

○永田議長

107ページ。107から114のところです。

○事務局

いや、新規の方。御近所なので、お願いされたというふうには聞いています。

○永田議長

なるほど。

よろしいでしょうか。

○秋山委員

11番、秋山。ちょっと別でさせていただきます。賃借権のところで、賃借権がそこで使用賃借権というのがあるんですが、これは使用賃借権と賃借権との違いって何でしょうか。それから、135番あたりに解除条件付賃借権ってあるんですよ。解除条件というのはどういうふうな設定があるのか、それを教えてください。

○事務局

まず、賃借権というのは、通常の貸し借りで、対価が発生するものになります。無償で貸し借りをされる場合は使用賃借権というふうに表示をさせていただいています。解除条件付賃借権というものについては、主に出てくるのは法人さんの場合が多いんですけども、法人さんで農地を通常貸し借りできたりするのは農地所有適格の方になります。それ以外の一般の方が貸し借りをされて、農地を取得するのは、ある一定の条件があるところではできるんですが、大抵のところは取得ができません。ただし、貸し借りができまして、貸し借りをする場合には解除条件付賃借権というふうになって、解除条件ということで、適正に利用がなされない場合、農業委員会が入って解除ができたりということが出来る権利設定になっていまして、一般法人がこういった形で農地を貸し借りをする場合については解除条件付賃借権ということとさせていただきます。以上です。

○秋山委員

借りる人の資格によって名前が変わるということですか。

○事務局

そうですね、解除条件は借りる方の資格です。

○秋山委員

ありがとうございます。

○永田議長

そうしますと、ほかいかがでしょうか。

では、ないようですので、78番と82番、それから116、117、118、119を除く契約につきまして、計画のとおり決定としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、計画のとおり決定といたします。

そうしますと、続きまして、78番、山下委員関連案件の計画につきまして審議をしたいと思っております。発議のある方はございますか。ありませんか。

そうしますと、ないようですので、78番、計画のとおり決定としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、計画のとおり決定といたします。

続きまして、82番、松村委員関連案件となります。こちらにつきまして、御意見、御発言のほうはございませんでしょうか。ございませんか。

そうしますと、82番、計画のとおり決定としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、計画のとおり決定とさせていただきます。

○竹原職務代理

それでは、議長を代わりまして、番号でいきますと116番から119番、永田会長関連案件について審議を行います。何か御意見等ありますでしょうか。特にありませんか。

では、116番から119番までの計画について、決定としてよろしいでしょうか。  
(「はい」と呼ぶ者あり)

では、決定といたします。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、議事第3号につきまして、北栄町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第4章1の(5)の規定による所有権の移転申出書につきまして、2件申請が上がっています。こちらにつきまして、審議の前に説明のほうはございますか。

○事務局

特にありません。スイカの栽培と、切り花をされるということで、農地を取得されるものになります。以上です。

○永田議長

そうしますと、1件ずつ審議のほうをお願いしたいと思います。

まず、68ページの案件につきまして、御意見、御発議のある方、ございますでしょうか。

そうしますと、整理番号4-10、68ページの案件につきまして、申出のとおり決定としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、決定といたします。

そうしますと、69ページの案件になります。こちら、整理番号は打ってないですが。

○事務局

ごめんなさい。

○永田議長

では、皆さんからの発議のほうを受けたいと思います。発言のある方はございますか。

こちらは総額ですか。

○事務局

総額です。

○永田議長

いかがでしょうか。

では、ないようですので、申請のとおり許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、申請のとおり許可といたします。

○杉川委員

すみません、いいですか。

○永田議長

はい。

○杉川委員

25番、杉川です。〇〇さんのところで、住所が抜けてあるように思うんですが。

○永田議長

〇〇さんの住所ですね。

○杉川委員

はい。

○事務局

失礼しました。〇〇です。

○永田議長 ほかよろしいですかね。

そうしますと、以上をもちまして、5番、議事のほうを終了とさせていただきます。

そうしますと、続きまして、協議事項に移りたいと思います。

協議事項1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出書につきまして、3件上がっております。事務局より説明はございますか。

○事務局

特にありません。

○永田議長

特にはないようです。

皆さんからの御意見を伺いたいと思いますが、御意見のある方、ございますでしょうか。ありませんか。

そうしますと、協議事項1番、3件一括受理としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

3件一括受理として、受理のほうお願いします。

そうしますと、協議事項2番、賃貸借農地の解約について、12件上がっております。12件まとめて協議を行いたいと思いますが、説明のほうはございますか。

○事務局

特にありません。

○永田議長

特にないということですので、皆さんからの発言を求めたいと思います。御意見のある方、ございますでしょうか。

○一二三委員

21番、一二三です。〇〇さんが7件ぐらい解約が出ているんですけども、これ、条件が悪いというのは圃場条件が悪いということなんでしょうけども、これを機会にどんどん面積を減らしていかれるのか、それとも、もしいい場所があれば作付をまたされるというようなことが分かれば教えていただきたいです。

○事務局

条件が悪くて返されるということで、条件がいいところがあれば作りたいという具合には社長さんは言っておられました。そういうことです。

○一二三委員

分かりました。

○事務局

実際に、新規で貸し借りをされていらっしゃったところも今回上がっていますので。

○津川委員

1つ、〇〇さんと〇〇さんところに、私の名前が下のところに出ていると思いますが、これ、うちの隣の畑だったもので、ビニールが破れて、今は近所の人というの難しいのがありまして、取りあえず私がちょっと管理をするということで、貸し借りとは書いてあるけど、ちょっとその辺のところ若干憂慮をくださいということを確認、よろしくお願いします。

○永田議長

どうぞ。

○秋山委員

11番、秋山ですけども、先ほど一二三委員の質問に関連してですけども、〇〇さんの返される農地ですけども、条件が悪いという、何が悪いかわからない、具体的に何が悪いかわからないのは聞いとられるんでしょうか。ハウス、見てみると小さい面積のが

ちょこちょこあつたりしますので、やっぱり耕作するのが面倒くさいとか、そういうのがあるのかな。そうやってなかなか作業しづらいみたいに返されると、なかなか今後も作ってもらえる人がなければ、例えば今回のようなところが、返されたところが荒れたりするようなことにつながらへんかということをちょっと心配したりしています。

○事務局

聞いている範囲では、条件が悪いというのは、ほとんどが水はけが悪いです。こういうところ、道路から雨水が流れているので、いつも湿った状態で耕作がなかなか難しいというようなところということ聞いています。

○永田議長

以前からも、水はけが悪いので土壌改良等もいろいろとされたということもされてきたようですが、とうとうやはりどうにもならなくなったなというのは今回はあって、水はけが悪過ぎて大分芽が出にくいというようなところもあるようです。

○永田議長

よろしいでしょうか。

○秋山委員

そうやって、さっきも言ったように水はけが悪いとかいうことであれば、次の借手なかなかないと思いますし、ここは赤土ですしね、確かに昔から管理のしづらいところがあります。この辺はそういう遊休農地とか、そんなのにつながらなければいいかなということ心配する次第で。何かの工法で改善できれば本当はいいのかななんていうふうには思ったり。ありがとうございます。

○永田議長

いずれにしても地主さんのほうから、例えばバンクの登録とか、そういった話は。

○事務局

特には上がっていません。

○永田議長

じゃあ、同じような場所、可能であればあれですから、地主さんがしとられるとは書いてあるものの、まず作られないだろうなというのはありますね。

ほか御意見のほうはよろしいでしょうか。

そうしますと、ないようですので、協議事項2番、賃貸借農地の解約について、12件一括受理としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、12件一括受理といたします。

そうしますと、協議事項は以上で終了といたします。

続きまして、報告事項に移りたいと思います。

まず、委員会報告のほうからお願いしたいと思います。

農地委員会さん、お願いいたします。

○山下委員

総会終了後、この後、農地委員会をここで行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○永田議長

そうしますと、農政委員会さん、お願いします。

○竹原職務代理

既に農地委員会は17日で連絡が届いていると思いますが、ちょっと私自身の都合が悪くなって、16日、午後7時半からどうかというお願いを、1日前で。ここでその話はしませんが、もし都合の悪い方があって、人数が多いのであればまた別途変更しますので、取りあえず16日木曜日、午後7時半から同じ場所ということをお願いいたし

ます。内容は、新年度の取組について、いろいろ意見交換をしたいと思います。以上です。

○永田議長

そうしますと、広報委員会さん、お願いします。

○杉川委員

広報委員会です。広報委員会は2月の27日、夜7時から9時まで2時間、大栄分館のほうで研修を行いました。今日、ゲラ刷りが上がってきましたので、この後、総会后、会議室4になりましたので、会議室4のほうに残っていただいて、ゲラ刷りの最終のチェックをしたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、委員会報告のほうを終了しまして、2番、農家相談についての報告をお願いします。

○田熊委員

7番、田熊。この前、農家相談で来られた○○さんですが、相談内容ですけども、自分の土地を持っておるんですけども、理由は、作り手がないと。維持、管理ができないために、ちょっと手放したいと。これは、土地改良区事業から脱退したいということで本人が言っておられたんですけども、改良区の受益といいますか、取りあえず事業のあれは一応済んだらんですけども、地区除外がとにかく認められないということがありまして、本人さんもちょっとそれはおかしいんじゃないかというようなことがありましたですけども、ちょっと組織が違うもんですから、理事とかそういう人にちょっと相談をかけられて、自分は脱退をしたいというふうになっていて、脱退させてごさんだろうとかいうことを申し述べていただいたらありがたいなと思って、話はしとります。ちょっとどういう訳で地区除外が認められなくて、わしが改良区から脱退できんやいとってちょっと聞かないけんということでありましたですけども、その後ちょっと連絡がありませんし、どういう後の結果がはっきりまだ受けておりません。取りあえず登録をしとられた土地ですけども、今の空き家バンクに登録をしとられます。本人さんの了解を得て、取りあえず貸してあるところは1か所あるんですけども、それを除いて全て空き家バンクのほうに申請登録してもいいですかということを本人さんの了解を得ていまして、この前ちょっと事務局のほうに相談して出してもらったりします。取りあえず以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

○河原委員

すみません、8番の連絡事項のほうにありますけども、3月3日に農業経営改善計画審査会、認定農業者の審査会ですけども。

○永田議長

ごめんなさい。ちょっと農家相談の報告が途中なので。

農家相談の報告につきまして、改良区の関係委員さんのほうで何か質問等、御発議いただければ。

○石井委員

今のところ、法律的に結局、農地の、今はバイパスができたでしょ。ああいう国とか何とかのそういうならいいですけど、こういうものについては除外ということはやちょっと考えてはおりますということでございます。

○永田議長

それにしても除外だから、農振の関連もあるから農業委員会で、その前にじゃあ除外して何にするのかという、まさに遊休農地になるというようなことをしてもと言う感じで、従前からの話かなとは思いますが。

○石井委員

そういう意見はたくさんあります。

○永田議長

その辺がありますので、改めて発言の機会があれば、よろしくお願いします。

そうしますと、農家相談につきまして、以上ですか。

○向井委員 まだ。

北条のほうの方が、〇〇さんという方と、それと〇〇さんという、来られたんですけど、〇〇さんのほうは砂丘地で、ブドウ畑を取り壊す。今壊して更地にしておられるみたいで、それが5, 518平米、結構まとまった土地なんですよ。それで、〇〇さんに取りあえず登録はしてもらうように頼んで、ブドウの農家、若い人に相談というかね、試みてはどうですかとお伝えはしております。それから、〇〇さん、ちょっと書いてないんですけど、この方の対してもラッキョウの〇〇さんに尋ねてみるということ、返答をしております。それから、農地バンクに登録もしてもらったりとかしてもらっています。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。合計3件、相談があったということでもいいですか。まだ。

○永田議長

おおむね農地のほうの貸し借りを考えられるということで、皆さんからもいろいろと何か御提案できることがあれば、バンクに登録してあるということですので。今回のバンクの登録に上がっている方ですかね。

○事務局

はい、上がっています。

○永田議長

ということですので、また事務局からの説明があるかとは思いますが。

そうしますと、農家相談につきまして終了としてよろしいでしょうか。終了といたします。

そうしますと、ほか審議会のほうの報告のほうをお願いしたいと思います。

○河原委員

先ほどはすみません、先走りまして。3月3日、農業経営の審査会がありまして、新規が5件、継続が5件、原案どおり承認されましたので報告しておきます。以上です。

○永田議長

どうぞ。

○河本委員

2月22日に新規就農者の状況報告会がありまして、6名新規の方、うち1名が体調不良で欠席がありました。内容については、ブロッコリーとかスイカとかねばりっことか白ネギ、いろいろな食物に新規就農で順調に取り組んでおられますが、欠席1名を除いては順調なんですけど、1名の方はちょっと今後どうなるか分からんということなんです。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

ほか、どうぞ。

○杉川委員

昨日ですけれども、全国農業委員会女性協議会シンポジウムというものが東京で開かれました。この時期いつも北栄町からの参加はとても難しく、参加したことがありませ

ん。昨日のときには鳥取から五、六名の参加があったように聞いとります。鳥取市の推進委員をされとる〇〇さん、時々ニュースとかに取り上げられるですけども、鳥獣被害の防除をする猟師さんもされておられる〇〇さんです。事例発表として、農地ナビの活用ということで発表されたと聞いております。彼女は狩猟にもとても力を入れられますし、自分の特技としてIT関係のことをされていたので、そういうことも入れながらの発表だったということでした。いつもこういう会になかなか出にくいので、資料を欲しいですというようなことを、全国のほうの役をされとる方にちょっとつながりがあって頼んだところ、明日にでも届くようなことでしたので、また農業委員さんのほうに用意をしたいと思えます。以上です。

○事務局

ごめんなさい、杉川委員、もう一回。鳥取市の委員さんのお名前を聞いてもいいですか。

○杉川委員

〇〇さんです。推進委員をされております。

○事務局

ありがとうございます。

○杉川委員

彼女の話をもたこの女性協議会の会の中で聞きたいなという話も上がりますし、よければまた鳥取の皆さん、研修が共有できるような会で発表されるかと思えますので。以上です。

○永田議長

そうしますと、ほかございますか。

では、私のほうで、一般経過報告のほうも多分報告があるんですけども、2月の24日に常設審議会の後、鳥取県農業委員会会長協議会の会の中で、研修会という形で〇〇先生のほうを講師として、研修会、講演をいただいています。これは研修のほうが多分本題ではなく、その後、鳥取県農業会議のほうで会長のほうが旭日双光章を受賞されたということで、そちらの記念祝賀会の開催に併せて来賓のほうにお呼びしたという形で、研修会のほうを開催しとります。今回は祝賀会があるということで、非常に名誉なということで、お祝いでありました。報告しておきます。

そうしますと、ほか審議会の報告がある方はございますか。

そうしますと、審議会報告を終了しまして、報告事項のほうを終了とさせていただきます。

そうしますと、続きまして、連絡事項、それから、その後で一括して事務局のほうよりお願いします。

○事務局

そうしましたら、連絡事項の一般経過報告です。先ほど河本委員から話があつ新規就農者の農業状況確認会が開催されています。事務局からも出席をしています。また、今年入ってから進めております、地域計画に向けてということで、高千穂を考える会ということで、事前打合せを行っており、来週また高千穂の公民館のほうで盛山委員と出席させてもらって、そちらのほうで今後の農地の状況などについて話し合いをさせていただきたいというふうを考えているところです。また、会長に農業委員会協議会に出席をいただいておりますし、事務局のほうで4月からと思っております、タブレットの研修会に参加をしてきています。経営改善計画などについては、先ほど報告があったとおりです。

当面の予定です。高千穂を考える会ということで、盛山委員と事務局のほうで出席を予定しています。7日に農業振興基本計画の会議を開催して、人・農地プランの実質化についても検討したいというふう聞いております。以上です。

そうでしたら、レジュメに戻っていただいでよろしいでしょうか。

連絡事項です。今回の農家相談は、3月22日1時30分から、役場の2階の会議室で行います。担当は、石井委員、森本委員、津川委員になりますので、よろしくお願いします。

○石井委員

すみません、石井、22日、出席できない。

○事務局

探します。

○石井委員

よろしくお願いします。

○事務局

すみません、それで3月22日なんですけど、産業振興課のほうからちょっとお願いがあって、退職就農者の相談会、これまで、昨年12月に出した意見書を受けて、退職就農者の相談というのを併せて一緒に開催させてほしいということで、こちらの産業振興課のほうから対応をさせていただきますが、同時開催をさせていただいて、例えば農地のことですか、先輩としてアドバイスできることがあれば、併せて一緒に農業委員さんに話を聞いてもらいたいということで、同時開催をさせていただきますということで、一緒に開催をさせていただきますので、御承知おきください。

続きまして、総会です。4月の総会、4月の10日月曜日、1時30分から、こちらになります。現地確認は、7日金曜日の1時30分からです。担当は、井川委員、河原委員、松村委員になりますので、よろしくお願いします。議案の締切りは、3月27日の月曜日です。

続きまして、その他です。先ほどありました件も含めまして、空き農地情報バンクへの登録が5名の方から出ています。お近くの方で、今、大変いい方がありましたら御紹介いただきたい。

1点だけ、6ページを御覧ください。〇〇の方で、〇〇に農地を持っていらっしゃる方なんですけど、一番上の〇〇、こちらについては貸し借りの相手が決まりまして、今月、総会で出ております。隣の方が作ってくださるということで、そちらに併せて出していたいたということになりますので、一番上は決まりましたので、報告させていただきます。

本日、皆様の机の上に、農家民泊への協力についてということで通知をお配りしております。これらの内容は、関西方面から教育旅行の受入れ等をされていらっしゃる北栄町の農家民泊協議会のほうから、ぜひとも賛同者や協力いただける方を少しでも増やしたいということで御案内をいただいています。皆さんにお配りしていますので、竹原委員がまた何か追加を言われるかもしれないです。ぜひとも御協力いただければと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○竹原職務代理

何かしゃべります。確かに私も経験してみたんですけど、やっているときはばたばたで、あっちに連れていくとかね、農作業を手伝わしたりとか、家では妻が料理でばたばたなんで、結局大変だったんですけど、関係人口づくりとか、いろんな意味で、意味は決して小さくないので。それともう一つ、全く知らない人たちを受け入れて交流する僅かな時間が自分にとっても相手にとっても、ちょっと意見が合うような気がするんですね。そういうふうなことで、非常に理由は弱いんですけども、やられたらどうか。倉吉市が関金を中心に、まちおこしの一つの方法として、早くから教育民泊というのを取り組んでいるんですね。既に10校ぐらいでしょうかね、話が倉吉のほうに届いてるんです。多いところでは百何人で、少ないところで100名足らずの生徒がバスでやってくるわけ、何台も。倉吉としてはもうオーバーフローで駄目というときに北栄町が支

援をするという形になっていまして、現在、実績として10件余りのお宅で実践されておりまして、10件。これをもうちょっと増やしたいということなんですが、50件が目標だったんですけど、コロナでもう中止になりまして、動きが止まっていました。確かに大変なんですけど、もし1部屋、泊められる部屋がある方は何とか考えてもらえると非常に助かるということで、17日に協議会の総会が行われまして、そこでいろいろ話合いが行われますが、何せ、正会員ですね、いろんな町内の団体が正会員になっとられるんですけど、ほとんど協力が無いということで、10件余りの引受け家庭が頑張って何とか維持しているということで、非常に寂しい感じなんです。結構楽しい面がありますので、興味のある方は御検討いただきたいと思います。以上です。

○永田議長

ほか発言はよろしいですか。

では、費用ですが。

○安田委員

額が5,000円ね、1人。

○竹原職務代理

いや、7,500円、8,000円。

○安田委員

お金はもう、もうけるなんていうことは考えてない。来てくれる子供たちと楽しく交流して過ごすというようなことが目的です。将来また来てほしいよというような気持ちが伝わればいいなということが目的です。料理も、自分の畑に取りにいって、一緒に。取ってきたものを使って料理をするんです。あんたたちが取ったものを料理に使うからねということで、ごちそうを作るので、そんなに頑張って頑張って高級料理を作る必要はない。子供たちは1泊はホテルでしますから、ホテルでちゃんとごちそうを食べて、いいベッドで寝てきますので、次はもう農家で泊まるということだから、そんなにいいところに行っておちそう食うとか、そういうふかふかの布団で寝るというようなことは考えていないので、布団はある布団を出します。もちろんシーツなんかはきれいに洗いますよ。シーツはなんかは洗うけども、重い布団をかけて寝ます。それが昔からのお客さんの布団だからね、お客さんで家のものは使ったことないよって。そんなようなことで田舎体験をしてもらって、でも必要最低限のことはきちんとしますよ。食べる物も間違いない物を食べさせるし、北栄町の郷土料理というようなものも考えながら作ります。寝るところもきれいに掃除をして、洗濯できるものは全部洗濯をして、乾燥機にかけたり、滅菌したりして寝させます。だけどもやっぱり田舎も、この家広いけど古いよというようなところで過ごさせています。ああ、楽しかったといって帰ってくれるのが一番うれしいです。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

○竹原職務代理

ちょっと追加します。面白いところが、先ほど旅館、ホテルに1泊するわけです。管理されています、びっしり。分かりますかね。何時から何時までこれですよ、何時に寝ましょう、何時に起きましょう。ここらで我々も家へ泊めるときは何時に寝たか分からんぐらいわああ騒いで、結構自由にやっていますね。朝だけはたたき起こすんですけど、そういう経験がないんです、はっきり言ってね。学校だと管理、大人の管理、管理管理でね。だけど聞いていると、何かもう自由に、朝まではのんびりやれたという話をしておられます。それと、大阪市内が多いですかね、カエルの泣き声なんかを夜聞いていると、珍しがるんです。そういう子たちもいます。全然カエルを見ても、面白がっているんですね。ただ、好き嫌いがすごく激しいんですよ。これはちょっと苦労です

ね。トマトが嫌いとかね、イチゴを買ってきてあったらイチゴが嫌い、何々が嫌いというのが、結局それらを除外して食べる、そんなことはありますけど。

○永田議長

そうしますと、協議会のほうが開かれるということで、興味のある方はぜひ協力をしていただきたいと思いますので、事務局のほうにも書いてありますので、ぜひ相談してやってください。

そうしますと……。

○事務局

最後にもう1点、マスクのことです。報道等で御存じのとおり、来週3月13日からマスクの着用は個人の判断に任せるというようになってきています。役場の方針です。来庁者等については、一切個人の自由、個人の判断にお任せするというので、そこは個人に判断を任せるということになりました。ただし、職員については、窓口で対応するときには、相手の方が気にされる方がある場合があるので、職員が窓口で相手の方に対応するときは、当面の間、マスクをして対応をするということになりました。来週から議会のほうの対応なんですけど、総会等も関連してくると思うので、基本的に席に座っているときは、基本的にはマスクの着用は自由に任せるということで、ただし、発言をするときにはマスクを着用して当面はしようかということで、議会も決められたということになっています。

私からは以上です。今の現状です。

○永田議長

農家相談は。

○事務局

そうですね。なので、どちらかというと、総会については議会の流れでいいかもしれないんですけども、来られた方の対応があるので、農家相談で対応される分については、申し訳ないですが、マスクを着用していただいたほうが、同じような形でしていただく、当面の間ですけども。また世の中の状況を見たりですとか、現状を見たりしながら変えていこうというふうにならなっていますので、取りあえず相手の方に配慮した対応をするということだけということでしたので、農家相談のときにはちょっとお願いしたいなというふうを考えています。

○永田議長

総会のときはマスク着用は個人の判断。農家相談はお迎えする立場になるので、職員と同じ対応ということだろうと思います。そんな形で対応をお願いしたいと思います。

○永田議長

河本委員、認定農業者協議会の件はよろしいですか。認定農業者協議会を開催するというのでよいですかね。

○河本委員

そうですね、お願いします。協議会の総会を3月30日に行いたいと思っております。既にもう出たかな。まだ届いてはないとは思うんですよね。

○永田議長

恐らくまだできないと思うんですよね。ぜひ参加のほうを、内容を見ていただければと思います。●。

○河本委員

よろしくをお願いします。

○永田議長

やっぱり低いところは役場の中も開いてないというところがありまして。ほか最後に、まだ発言等のある方がありましたらお伺いしますが、よろしいでしょうか。

では、ないようですので、以上をもちまして本日の総会を終了とさせていただきます。御苦労さまでした。